



富士市

介護者慰労金の支給

☀ 対象者

次の方を同居して1年以上介護しており、生計を同じくしている方

- ① 在宅で65歳以上の方
- ② 要介護3～5の認定を受けている方

※ 介護を受ける高齢者の方が次に当てはまる場合は、対象となりません。

- 申請月をのぞく過去1年以内に、3か月以上継続して入院したことがある方
- 申請月をのぞく過去1年以内に、介護保険のサービスを受けたことがある方
(延7日間程度のショートステイは除きます)
- 生活保護を受けている方
- 申請時に介護を受ける高齢者が死亡している方

☀ サービスの内容

- 要介護高齢者1人につき年額10万円を支給します。
(ただし過去1年以内に、要介護3の認定を受けていた場合は年額5万円)

☀ 申請に必要なもの

- 申請書
- 介護を受けている方の介護保険被保険者証
- 介護している方の名義の預金通帳
- 印鑑

※ 支給を受けた申請から1年以上経過した時点で、次の年の申請を受け付けます。

※ 介護保険のサービスの利用状況を確認するため、支給まで 1 ヶ月以上かかります。

☀ 利用について

- 高齢者支援課に、申請書を提出してください。
- 介護サービスの利用状況等、支給要件を審査し、審査の結果をお送りします。



お問い合わせ

富士市役所 高齢者支援課 電話:55-2741